

### 第3章 計画の円滑な実施を図るための方策及び計画の推進体制

#### 1 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

認定調査については、市の認定調査事務の実施体制の強化を図るとともに、認知症や障がいのある方など高齢者一人ひとりの状態を認定調査に正確に反映させるため、対象者の日頃の状態及び障がいによる生活面での困難を的確に説明できる家族や手話通訳者の同席を求めるなどの配慮に努めます。障がいなどがあることによって通常よりコミュニケーションの時間を要する場合又は理解が困難な場合には、認定調査の特記事項にその旨を的確に記載するとともに、介護認定審査会においてその記載内容を審査及び判定に正しく反映するよう介護認定審査会委員及び認定調査員に対する周知又は研修を行い、公平かつ公正で適切な要介護認定に努めます。

また、介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向など介護保険の運営状況を定期的に評価、分析し、高齢者いきいき元気計画委員会に報告するとともに、広報、ホームページなどで市民に公表します。

次に、介護給付の適正化を図ることは、介護給付費及び介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度の構築に資するものです。平成20年3月に大阪府が策定した「大阪府介護給付適正化計画」における重要6事業（認定訪問調査の点検、ケアプランの点検、住宅改修の適正化、医療情報との突合、縦覧点検及び介護給付費通知）について、本市が設定した実施計画（目標）の積極的な推進に努めます。

また、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業については、社会福祉法人が、低所得者で特に生計が困難である者の介護保険サービスの利用者負担を軽減し、市が社会福祉法人に助成を行うものであります。すべての社会福祉法人に制度の趣旨を周知し、軽減制度を実施するよう働きかけます。

#### 2 利用者本位のサービス提供の推進

急速な高齢化の進展に伴い、介護保険及び高齢者保健福祉サービスに対するニーズが増大し、その内容も一層多様化、高度化していくと予想されます。高齢者自らが自立した生活を送ることができるように介護保険サービスなどの利用については、利用者本位の施策を講じる必要があります。

介護保険制度をはじめ高齢者保健福祉サービスについては、広報誌、パンフレット、ホームページなどによる制度周知を、できるだけ分かり易い表現を用いるなど、障がい者や高齢者の多様な状態に配慮して行います。

また、高齢者いきいき元気センターを核とした地域の身近な相談、支援体制の構築及び介護相談員を事業所へ派遣するなど苦情処理体制の充実を図り、高齢者がサービスを選択できる機会を十分提供するとともに、高齢者のニーズを踏まえたサービス基盤の整備や介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援など人材の育成に努めます。さらに、介護サービス事業者への指導又は助言については、平成19年度に発生した全国規模の不正事案を踏まえ、府及び関係機関と十分連携しながら再発防止に努めます。特に、地域密着型サービスについては、市がサービス事業者の指定、指導の監督権限を有することから、事業所への立入り調査権限も活用しながら、適切な指導及び監督に努めます。

### 3 地域におけるケア体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、高齢者の生活を支える介護、保健、医療、福祉などの必要なサービスが切れ目なく提供される地域ケアの推進が重要であり、その中核機関である高齢者いきいき元気センターが機能を十分発揮できるよう総合的な体制を整備していきます。

高齢者が要介護状態となった後も、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域密着型サービスの推進に努めます。事業者の指定など、地域密着型サービスに係る事務の運営に当たっては、「高齢者いきいき元気計画委員会」の意見を反映して、事務の公平かつ公正な運営に努めます。

また、高齢者いきいき元気センターが中心となって、介護、保健、医療、福祉などのサービスを提供する関係機関との連携を図る必要があります。様々な問題を抱える高齢者に対して、各機関が必要な時に、必要なところで、必要なサービスを円滑に利用できるような地域全体でのケア体制を推進します。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、これまで取り組んできた施策による成果を踏まえ、今後必要となる施策や取組、サービス量等について府及び関係機関と連携しつつ、地域の様々な資源を活用しながら、地域の実情に応じた高齢者施策を進めます。さらに、平成19年度に設置した「柏原市高齢者虐待防止ネットワー

ク会議」の充実を図り、高齢者虐待防止などの権利擁護事業を含め、虐待のおそれのある高齢者、養護者又は家族に対する多面的な支援について積極的に取り組みます。

さらに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯などが、自宅や地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、緊急時の対応や日々の健康などの不安の解消及び支援を図るとともに、要介護状態にならないよう元気な高齢者を増加させるために、幅広い世代の住民参画を得ながら、市民との協働による健康づくり、介護予防、介護予防サポーターの養成などの推進に努めます。

#### 4 高齢者が安心できる暮らしの実現

居住系サービスは、将来、介護が必要となった場合でも、住み慣れた住まいで介護サービスを受けながら暮らし続けることができるための介護サービスの一つとして、重要な役割を担っています。本計画においては、高齢者が住み慣れた地域で安全、安心、快適に暮らすことができる住まいの実現を目指すとともに、地域における高齢者介護のあるべき姿を見据えた上で、地域のニーズを反映した適正な必要量を確保していきます。

高齢者が長年培ってきた知識、経験及び技能の活用を図り、高齢者が労働を通じて社会貢献ができるよう、臨時的かつ短期的で軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの運営に対する支援に努めます。

また、災害時における関係部局との連携をはじめ、緊急時等の対応や支援体制の整備を図ってまいります。

#### 5 健康寿命の延伸に向けた施策の推進

超高齢化社会の到来に当たって、活動的で生きがいに満ちた「活動的な85歳」という高齢者像を描きながら、さらに豊かで活力ある長寿社会を実現するために、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活用して、積極的な役割を果たすことができる社会づくりが求められています。

高年期に活力ある生活を送る（健康寿命の延伸）ためには、壮・中年期以前からの健康づくり及び生活習慣病予防が大切です。「大阪府健康増進計画」の趣旨を踏まえつつ、本市の特徴を生かした「健康かしわら21」の推進に努めます。

また、介護予防を効果的に推進するため、一般高齢者、特定高齢者、要支援者、要介護者など、それぞれの状態に応じたサービスの提供を高齢者いきいき元気センター、医療機関、介護サービス事業者などの関係機関との連携及び協力のもとに連続的に実施します。その際、障がい者に対しては、障がいの状態に配慮したサービスの提供に努めます。

文化、学習、スポーツなどの活動を行っている地域の既存組織（老人クラブ、地域のNPO、ボランティアなど）はもちろん、新たな地域組織の育成及びそれらを含むネットワーク活動の活性化に努めるとともに、こうした活動が地域社会の活力の維持向上に結びつくよう、地域組織、行政、企業、大学などの関係機関との連携を進めます。

地域社会で中心的な役割を担う意欲のある高齢者を数多く輩出することにより、元気な高齢者が介護を必要とする地域の高齢者を支え、子育てや障がい者を支援するとともに、まちづくりなどの活動に参画できる仕組づくりを推進します。

## 6 生活困難な高齢者のための施設整備の推進

老人福祉施設などは、高齢者が身体的な状態や家庭環境などにより居宅で暮らすことが困難となった場合のセーフティーネットとして重要な役割を担っています。本計画においては、高齢者が一人ひとりの状況に応じて必要な施設を選択し、利用できるよう、府と連携しつつ主体的かつ計画的に整備を進めます。特に、常時介護を要する高齢者が自宅で生活することが困難となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域密着型サービスの整備を計画的に推進します。

## 7 高齢者の尊厳への配慮

人は誰でも人間として生まれた限り、基本的人権が生涯にわたって尊重されていくとともに生命の安全が保障され、各々の人格を認め、人間として尊重される日常生活を営むことができなければなりません。そして、障がい者、在日外国人などにかかわる人権上の諸問題を踏まえ、すべての高齢者の人権が尊重されなければなりません。生活習慣、社会環境、人生経験をはじめ障がいの有無及び程度、心身の状況など、高齢者一人ひとりの多様な状況に応じ、個性を尊重し、高齢者が主体的に

必要な時に必要なところで、必要な情報及びサービスを利用できるよう取り組みます。

特に、高齢者虐待防止の取組の推進については、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援など、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民などに対して、通報（報告）義務のより一層の周知を図るとともに、通報又は届出があった事案に対しては、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置や成年後見制度などの活用を含め、迅速かつ的確な対応に努めます。

高齢者の孤独死防止の取組については、高齢化の進展に伴い、一人暮らし及び夫婦のみの世帯の高齢者が増加しており、また、地域のコミュニティー機能が低下し、隣近所との人間関係のつながりが弱くなってきており、その結果、高齢者の孤独死が年々増加してきていることを踏まえ、生活実態の把握と地域の見守り体制の拡充及び専門職との連携、協力体制作りに取り組むなど積極的な対応に努めます。

さらに、認知症高齢者のための体制整備については、認知症高齢者ができる限り自立した生活を送り、家族の負担軽減を図るためには、症状の早期発見及び早期対応とともに、必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることから、高齢者いきいき元気センターなどに相談窓口を設置し、介護保険サービス事業者、医療機関などとの連携体制の確立に努めます。また、認知症高齢者の尊厳が傷つけられることなく、認知症に対する正しい理解や知識が社会全体に広まるよう、今後とも意識啓発活動に積極的に取り組みます。

